

大潟村電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村が行う電子契約について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電磁的記録 電子署名法第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。
- (4) 電子契約書 契約内容を記載した電磁的記録に、電子署名を講じたものをいう。
- (5) 電子契約サービス 本村及び相手方の指示に基づき電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型（立会人型）又は当事者署名型による電子署名サービスをいう。
- (6) タイムスタンプ 電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (7) アカウント 本村が電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (8) パスワード 本村が電子契約サービスに接続するために必要となる文字の組み合わせをいう。
- (9) アクセスコード 第三者による文書の閲覧を防止するために接続するために必要となる文字の組み合わせをいう。
- (10) 契約事務担当者 本村の職員のうち、契約相手方に電子契約を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続に関する事務を行う者をいう。
- (11) 承認者 本村が締結する電子契約に電子署名を付与する責任者をいう。

(対象とする電子契約)

第3条 電子契約の対象とする契約等は、次に掲げるものとする。

- (1) 請負契約
- (2) 委託契約
- (3) 売買契約
- (4) 単価契約
- (5) 賃貸借契約
- (6) 譲渡契約
- (7) 売払契約
- (8) 請書その他これに準ずる書類
- (9) 各種協定書及び覚書
- (10) その他電子契約によることが適当と認められる契約

(対象としない電子契約)

第4条 電子契約の対象としない契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令等の定めにより、書面によるとされている契約
- (2) 契約の期間が10年を超える契約
- (3) 契約の効力が10年を超える契約
- (4) 自動更新条項の定めがある契約
- (5) 契約相手方の希望により、書面により行う契約
- (6) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、生活環境課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態を維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的かつ適正に運用すること。
- (3) 電子契約サービスの利用に関する各課等への指導及び助言に関すること。
- (4) 電子契約サービスの本村職員及び事業者への研修の実施に関すること。
- (5) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(承認者の設置)

第6条 承認者は所属長とする。

2 承認者が不在のときは、大潟村事務決裁規程（昭和60年大潟村訓令第1号）第5条の規定を準用する。

(アカウント及びパスワードの取扱い)

第7条 アカウントは、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

- 2 アカウントの取扱いは、各所属の職員がこれを適正に行わなければならない。
- 3 パスワードの管理、設定及び変更は、各所属で行い、パスワードを所属職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(契約相手方への意思確認)

第8条 契約事務担当者は、契約相手方に対し、電子契約サービスを利用した電子契約の締結に係る意向を確認しなければならない。

2 契約相手方が電子契約サービスを利用した電子契約による締結を希望する場合は、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる様式に必要事項を記載の上、本村へ電子メールにより提出しなければならない。

- (1) 単独事業者による申請 電子契約利用申出書（単体用）（様式第1号）
- (2) 共同企業体による申請 電子契約利用申出書（共同企業体用）（様式第2号）

3 前2項により電子契約の意思を示した場合においては、当初契約において生じた変更又は解除については第4条各号に規定する場合を除き電子契約で行うこととする。

4 請書を徴する場合の意思確認については、前3項に定める手続きを準用する。

(電子契約手続)

第9条 契約事務担当者は、次に掲げる手順により電子契約手続を実施する。

- (1) 運用管理者より付与されたアカウントとパスワードにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) PDF形式に変換した契約書及び関係書類一式(請書、協定書、覚書等を含む。以下「契約書等」という。)をアップロードする。
- (3) 書類情報、契約相手方の詳細情報等を入力し、必要に応じて電子契約書の送信順等の設定を行い、送信する。

2 前項第3号に規定する送信順は、原則として次の各号の順とする。

- (1) 本村の契約事務担当者
- (2) 本村の承認者
- (3) 契約相手方の契約事務担当者
- (4) 契約相手方の契約締結権限者

3 他所属の契約執行を行う場合、共有先として当該他所属の契約事務担当者に契約締結を通知する設定をするものとする。

4 契約事務担当者は、契約の性質上、必要とする場合にはアクセスコードを設定するものとし、電子契約サービスから電子契約書の確認依頼メールが送信されるまでに、契約相手方にこれを通知しなければならない。なお、通知する際は電子契約サービスにおいて送信するメールアドレスへの電子メール以外の手段を用いなければならない。

(契約の締結)

第10条 契約相手方の電子契約書の確認及び同意ののち、電子署名及びタイムスタンプの付与により契約締結となる。

2 請書を徴する場合においては、契約相手方による電子署名及びタイムスタンプの付与により、記載内容の履行を誓約したものとみなす。

(電子契約書の管理)

第11条 電子契約書の原本は、電子契約サービスにより保存及び管理される電子契約書とする。

(事故報告)

第12条 所属長は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、直ちに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 所属長は、パスワードの漏えいその他の事故があったときは、直ちにその旨を運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

3 運用管理者は、前2項による報告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(電子契約に関する遡及行為)

第13条 電子契約により契約等を締結する場合で、当該電子契約の電子署名が契約期間の始期までに付されない場合にあつては、当該契約書等に付す事項に契約成立日までに行われた行為

を追認する特約条項を設け、契約相手方がこれを承認した場合に限り、当該始期から契約締結時までに行われた行為は当該契約に基づくものとして取り扱う。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

大潟村長 ○○ ○○ 様

所在地

商号または名称

代表者職氏名

電子契約利用申出書

契約案件名	
-------	--

上記案件に係る大潟村との契約締結について、大潟村電子契約実施要綱及び注意事項を確認した上で、電子契約サービスを利用して行うことに同意します。なお、契約締結権限者、契約締結担当者のメールアドレスは次のとおりです。

	役職	氏名	メールアドレス
契約締結権限者			
契約締結担当者			

注意事項

- ・本書は押印不要です。必要事項を入力したファイルを電子メールに添付のうえ、大潟村役場の担当部署に提出してください。なお、日付は作成日とし、送信後は担当部署に送信した旨を必ず電話連絡してください。
- ・メール送信時の件名は「案件名（電子契約利用申出書）」としてください。
- ・メールアドレスは半角で入力（手書き不可）し、誤りの無いうよう、十分ご確認ください。なお、フリーメール（ブラウザを通してメールを送受信できる無料サービス）のアドレスは使用できません。
- ・電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ・契約締結権者は、社内規程等により契約締結の権限を有する者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- ・建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第 19 条第 1 項及び 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

大瀧村長 ○○ ○○ 様

電子契約利用申出書

契約案件名	
-------	--

上記案件に係る大瀧村との契約締結について、大瀧村電子契約実施要綱及び注意事項を確認した上で、電子契約サービスを利用して行うことに同意します。なお、契約締結権限者、契約締結担当者のメールアドレスは次のとおりです。

共同企業体名称			
代表構成員	商号または名称		
	所在地		
	契約締結 権限者	職氏名	
		メールアドレス	
		電話番号	
	契約締結 担当者	職氏名	
メールアドレス			
電話番号			
他の構成員	商号または名称		
	所在地		
	契約締結 権限者	職氏名	
		メールアドレス	
		電話番号	
	契約締結 担当者	職氏名	
メールアドレス			
電話番号			
他の構成員	商号または名称		
	所在地		
	契約締結 権限者	職氏名	
		メールアドレス	
		電話番号	
	契約締結 担当者	職氏名	
メールアドレス			
電話番号			

注意事項

- ・本書は押印不要です。必要事項を入力したファイルを電子メールに添付のうえ、代表構成員が大潟村役場の担当部署に提出してください。なお、日付は作成日とし、送信後は担当部署に送信した旨を必ず電話連絡してください。
- ・メール送信時の件名は「案件名（電子契約利用申出書）」としてください。
- ・メールアドレスは半角で入力（手書き不可）し、誤りの無いよう、十分ご確認ください。なお、フリーメール（ブラウザを通してメールを送受信できる無料サービス）のアドレスは使用できません。
- ・電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ・契約締結権者は、社内規程等により契約締結の権限を有する者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- ・建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等